

2025 年度

横浜市トライアル助成金 募集要領

大学等、研究機関、病院等向け

【募集開始】 2025 年 4 月 1 日（火）～

【申請受付期間】 2025 年 4 月 11 日（金）～5 月 13 日（火）17 時まで

【事業実施期間】 交付決定日～2026 年 2 月 28 日（土）

【実績報告書提出期限】 2026 年 3 月 2 日（月）13 時まで

- ◇ 横浜市トライアル助成金は、公益財団法人木原記念横浜生命科学振興財団が横浜市の補助金を受けて実施するものです。申請および実績報告に係る内容や審査内容等は横浜市と共有させていただきます。
- ◇ 事業の終了後に実績報告書の提出を受け、交付額確定後に精算払いとなります。
- ◇ 本助成金は寄付金ではありません。研究支援のための「助成金」です。
- ◇ 大学等、研究機関、病院等の方は、申請書の提出前に事務担当者等の承認を得てください。申請者個人名義口座への振り込みはできません。所属機関での機関経理が必要です。
- ◇ 本助成事業終了後、フォローアップ調査への回答にご協力いただきます。

2025 年 4 月

公益財団法人木原記念横浜生命科学振興財団

お問合せ： trial@kihara.or.jp

1. 事業目的

横浜市トライアル助成金は、横浜市内の中小企業、大学、研究機関等により実施される研究成果やアイデア等の事業化を目指した研究開発事業を支援するものです。生命科学（ライフサイエンス）の振興とその応用による産業の活性化に寄与するという公益財団法人木原記念横浜生命科学振興財団（以下「木原財団」）の目的および事業計画に沿って、健康・医療分野およびバイオテクノロジーを用いた GX・脱炭素のイノベーションを持続的に創出することを目的に実施いたします。

2. 申請者の要件

次の A および B を満たす者とします。

A	次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とします。
	(1) 次のいずれにも該当しない者 ① 暴力団（横浜市暴力団排除条例（平成23年横浜市条例第51号（以下、条例という）。第2条第2号に規定する暴力団をいう。） ② 法人にあっては、代表者または役員のうちに暴力団員（条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者がある者 ③ 法人格を持たない団体にあっては、代表者が暴力団員に該当する者 (2) 本助成金の交付の対象となる事業の申請者であること (3) 横浜市税および横浜市に対する債務の支払い等の滞納がない者 (4) 宗教活動または政治活動を主たる目的としていない者 (5) 研究開発の実施に係る許可、認可、免許等を取得している者 （研究開発成果の事業化に伴い必要となる場合は、その見込みがある者。） (6) その他関連法令を遵守している者
B	Aに該当する者のうち、健康・医療分野およびバイオテクノロジーを用いたGX・脱炭素の研究を行う者で次の各号のいずれかに該当する者とします。
	(1) 大学等であって、横浜市が設立した大学・都市パートナーシップ協議会会則第3条に規定する者 (2) 研究機関であって、横浜市内に申請事業を実施するための研究開発拠点を有する者 (3) 病院等であって、横浜市内に申請事業を実施するための研究開発拠点を有する者 (4) 大学等、研究機関、病院等であって、本助成金の対象経費のうち80%以上を横浜市内に本店を登記している中小企業に支払う者

※不正の行為によって横浜市および木原財団から本助成金交付等を受けた者は、当該行為により本助成金の交付等を取り消された日から 5 年を経過した後でなければ、申請できません。

3. 助成対象

次の(1)、(2)、(3)の要件をすべて満たす事業とします。

(1) 健康・医療分野およびバイオテクノロジーを用いたGX・脱炭素の基礎研究成果や臨床ニーズ等の実用化につながる取組のうち、次のいずれかの事業。ただし、検証を伴わない単なるデータ取得、特許調査や市場調査など市場性調査のみは除く。

① 研究成果やアイデア等を具体化する部品・製品・ソフトウェアの開発や試作品の開発

② 新規の研究アイデアに基づく予備試験又は仮説検証

※データ等の取得およびその検証までが助成対象。

※新規の研究アイデアとは、検証中の研究内容の延長ではなく、新しい着想により研究テーマを発展・展開させたものをいう。

例えば、既存の研究に新しい技術やデバイス等を組み合わせることで新たな研究テーマとすること、既存の研究テーマを応用し、新たな領域への展開等を試みることである。

(2) 当該年度において、同一又は一部が重複する事業計画で国、地方公共団体、独立行政法人等の委託や補助を受けていない事業。

(3) 同一の事業計画でこれまでに本助成金の交付を受けていない事業。

(4) 当該年度において、横浜市トライアル助成金に申請した事業計画と同一であるか否かを問わず、「テック系スタートアップ実証実験等支援助成金」の交付を受けていない者の事業

4. 対象経費

契約から支払いまでの手続きが事業実施期間内に完了している経費が対象となります。

原材料・消耗品費	開発品の構成部分、研究開発等の実施に直接使用し、消費される原材料・消耗品購入に要する経費 取得単価が10万円(税抜)未満のもの、あるいは、取得単価が10万円(税抜)以上でも耐用年数が1年未満のもの。 ※量産に使うもの、汎用性のあるものは助成対象外です。
機械装置費	当該研究開発に必要な機械装置もしくは工具器具の購入、試作、改良、据付け、借用および修繕に要する経費 ※量産に使うもの、汎用性のあるもの、中古品は助成対象外です。 <u>※本助成金交付予定額の1/2の額を上限とします。</u>
外注費 (請負契約)	自らで実施することが不可能な研究開発の一部について、外部(大学、試験研究機関、事業者等)に発注する場合に要する経費 ※量産に該当するもの、汎用性のあるもの、外注先の資産となるものは助成対象外です。 <u>※外注費と委託費および技術指導導入費を合算して本助成金交付予定額の1/2の額を上限とします。</u>

	※外注費は成果物を必要とします。
委託費 (委任または準委任)	自らで実施することが不可能な研究開発の一部について、外部(大学、試験研究機関、事業者等)に事業の遂行に必要な調査等を委託するために支払われる経費 ※<u>外注費と委託費および技術指導導入費を合算して本助成金交付予定額の1/2の額を上限とします。</u> ※委託契約を締結する必要があります。 ※当該委託契約に基づき、委託先に対して当該委託内容の成果、経理処理状況の妥当性を確認したうえで委託金額を確定する必要があります。 ※業務の全部又は一部を、第三者に再委託することはできません。ただし、書面にて明確な理由を説明できる場合はこの限りではありません。 ※委託費は調査又は研究開発等の役務についての委託契約に基づく対価的性格を有する経費が対象となります。 ※人材派遣に対する経費は対象外です。
技術指導導入費	外部からの技術指導の受入れに要する経費 (共同体外部の知見者から技術指導を特に必要とする場合に支払われる謝金等) ※<u>外注費と委託費および技術指導導入費を合算して本助成金交付予定額の1/2の額を上限とします。</u> ※技術指導を受けた内容および積算根拠を具体的に明示し、その結果を管理する必要があります。
臨床関連経費	<u>臨床研究(研究倫理審査が必要な研究に限らない)に必要な被験者への謝金、送料、交通費等、成果の事業化のために必要な臨床研究関連経費</u> ※申請者および当該臨床研究の遂行に必要な協力者の人件費や旅費等を含めることはできません。 ※内部規定に従って内容および積算根拠を具体的に明示し、その結果を管理する必要があります。
租税公課	次に該当する者は、消費税相当額を対象経費に含めることができます。 消費税法(昭和63年法律第108号)別表第3に掲げる法人の申請者 ※消費税相当額を対象経費とした場合、補助金にかかる消費税等仕入控除税額が明らかなきは、これを本助成金額から減額してください。
その他(諸経費)	大学・研究機関内の施設・設備使用料 ※その他(諸経費)として計上できるのは上記のみとする。

振込手数料

銀行振込手数料

発注先の選定にあたっては、単価 500,000 円（消費税相当額を含まない。）または事業者が定めた内規等に拠り相見積を行うとする金額以上の案件については、必ず二者以上から見積を取得することが必要になります。ただし、発注内容の性質上、二者以上から見積を取得することが困難な場合は、該当する企業等を随意の契約先とすることができます。その場合、該当企業等を随意契約の対象とする理由書が必要となります。

《助成対象外の経費の例》

- (1) 契約・取得から支払いまでの手続きが事業実施期間内（交付決定日～2026 年 2 月 28 日）に行われていない経費
- (2) 助成事業に使用しない物品の購入、外注等（完了時点で未使用の購入原材料等を含む）
- (3) 経費の内訳を証する書類、支払い証拠等の帳票類に不備や虚偽等が認められた場合
- (4) 他の取引と相殺して支払いが行われている場合
- (5) 現金または銀行振込以外の方法（クレジットカード、手形、小切手等）により支払いが行われている場合
- (6) 助成対象経費以外の経費と混同して支払いが行われている場合で、助成対象経費との支払いの区別が難しいもの
- (7) 自社調達および役員の重複または資本関係がある企業間の取引に要する経費
- (8) 共同研究費
- (9) 収入印紙代

5. 助成率、助成限度額

助成率	1申請あたりの 助成限度額
対象経費の10/10以内	1,000,000 円

6. 事業実施期間

交付決定日から 2026 年 2 月 28 日(土)まで

交付決定は 2025 年 6 月中旬を予定しています。

7. 申請方法

(1) 申請受付期間

2025 年 4 月 11 日（金）～2025 年 5 月 13 日（火）17 時まで

(2) 申請書類

以下の申請書類一式を所定の場所にアップロードしてください。申請された書類は返却いたしません。

	必要書類
①	横浜市トライアル助成金交付申請書 (第1号様式)
②	提案書(第2号様式)
③	横浜市内に拠点があることが記載されている資料 (パンフレット等)
④	助成金申請確認シート

(3) 申請書の作成と事前相談

申請書は厳重な取り扱いのもと、本助成金交付の判断にのみ使用しますが、申請書には機密情報は記載しないようご注意ください。

本助成金の申請手続きを円滑に実施するため、申請を検討される方による事前相談を推奨します。事前相談は予約制ですので、担当者にご連絡ください。

事前相談は必須ではなく、事前相談の有無は採否に影響しません。

事前相談先

公益財団法人木原記念横浜生命科学振興財団 横浜市トライアル助成金担当
〒230-0045 神奈川県横浜市鶴見区末広町1-6 横浜バイオ産業センター
Tel 045-502-4810 e-mail trial@kihara.or.jp

(4) 提出先

専用フォームへのオンライン提出

2025年4月11日(金)～2025年5月13日(火) 17時まで木原財団ホームページに掲載

<https://kihara.or.jp/news/trial2025/>

郵送・持参・Eメールによる提出は受付できません。

8. 助成対象の決定

(1) 審査方法

提出された提案書等について(2)審査基準に基づき書面審査を行います。なお審査にあたっては外部の有識者に評価を求めるものとします。

必要に応じて追加資料の提出やヒアリング等をお願いする場合があります。

(2) 審査基準

①要件審査

提出された書類をもとに、申請者並びに助成対象等の要件を満たしているか、経費の内訳が具体的かつ明確か、および、次項目に該当しないかを確認します。内訳が不明確な場合、もしくは、次項目に該当する場合は審査を行わないものとします。

- ・申請書類および提出書類に不備がある場合
- ・単に既存の研究機器の購入を目的とした事業計画
- ・商品の販売等を直接の目的とする事業計画
- ・業として行う受託研究
- ・同一の事業計画で本助成金の交付を受けた事業
- ・本助成金の事業趣旨に沿わない事業計画

②事業化面、技術面からの審査

次の審査項目から審査します。提案書には審査項目に該当する内容を記載ください。

審査項目

ア	解決すべき社会課題が明確であるか。市場ニーズを具体的に把握しているか。根拠となる数値等は明確になっているか。
イ	既存技術について十分に分析・検討されており、競合と比較して性能・価格面等で優位であるか。
ウ	本事業における事業計画やスケジュールは現実的なものか。最終的な目標と、本事業で達成すべき目標とが明確か。設定された目標は適切であるか。
エ	<u>新規研究アイデア</u> の着想に至る背景と経緯が明確で、そこから得られた研究構想は合理的か。
オ	経済活性化もしくは市民の健康増進等へ寄与し、社会的・経済的インパクトが期待できるか。
カ	今後、産学連携体制を構築していく計画が明確に示されているか。

③加点項目の審査

最近の社会情勢等に鑑み以下の研究テーマに該当するか審査します。

- (ア) 希少疾患領域の検査・診断技術に関する研究、治療法に関する研究、QOL 向上に関する研究等
- (イ) がん領域の検査・診断技術に関する研究、治療法に関する研究、QOL 向上に関する研究等
- (ウ) バイオテクノロジーを用いた GX・脱炭素に関する研究
- (エ) 性差を考慮した研究計画
- (オ) 大学等・研究機関・病院等に所属する 39 歳以下の研究者からの申請
(2025 年 4 月 1 日時点での年齢)

④特記事項

同程度の評価であった場合に直近 5 年間の採択結果を参考にさせていただきます。直近

5 年の間に採択があった場合は、新規申請担当者を優先することがあります。

※申請者（大学等・研究機関・病院等）ではなく、申請担当者の採択結果を参考にします。

(3) 助成対象の決定

(2)①～④の審査の結果、基準を満たした申請者の中から助成対象者を決定します。

(4) 審査結果の通知

審査結果により、交付・不交付を決定し、申請者に文書でお知らせします。

交付決定は 2025 年 6 月中旬を予定しています。また、予算の状況に応じて繰り上げ採択または、追加募集を行うことがあります。

なお、審査結果に係る詳細は公表いたしません。

9. 実績報告および検証

(1) 実績報告

本事業終了後、2026 年 3 月 2 日(月)13 時までに実績報告書等を提出してください。

予見できない事由等により、事業の遂行が困難となった場合や計画の変更を希望する場合には、事業実施期間内であっても速やかに報告してください。

(2) 実績報告時の提出書類

① 横浜市トライアル助成金交付対象事業実績報告書（第 9 号様式）

② 横浜市トライアル助成金 実績書（第 10 号様式）

③ 横浜市トライアル助成金 実績書に記載の対象経費の証憑等の写し

※必要に応じて証憑等の原本を確認させていただく場合があります。

(3) 提出方法

下記の提出先に実績報告書類一式を郵送してください。

2026 年 3 月 2 日(月)13 時必着。

提出先

公益財団法人木原記念横浜生命科学振興財団 横浜市トライアル助成金担当

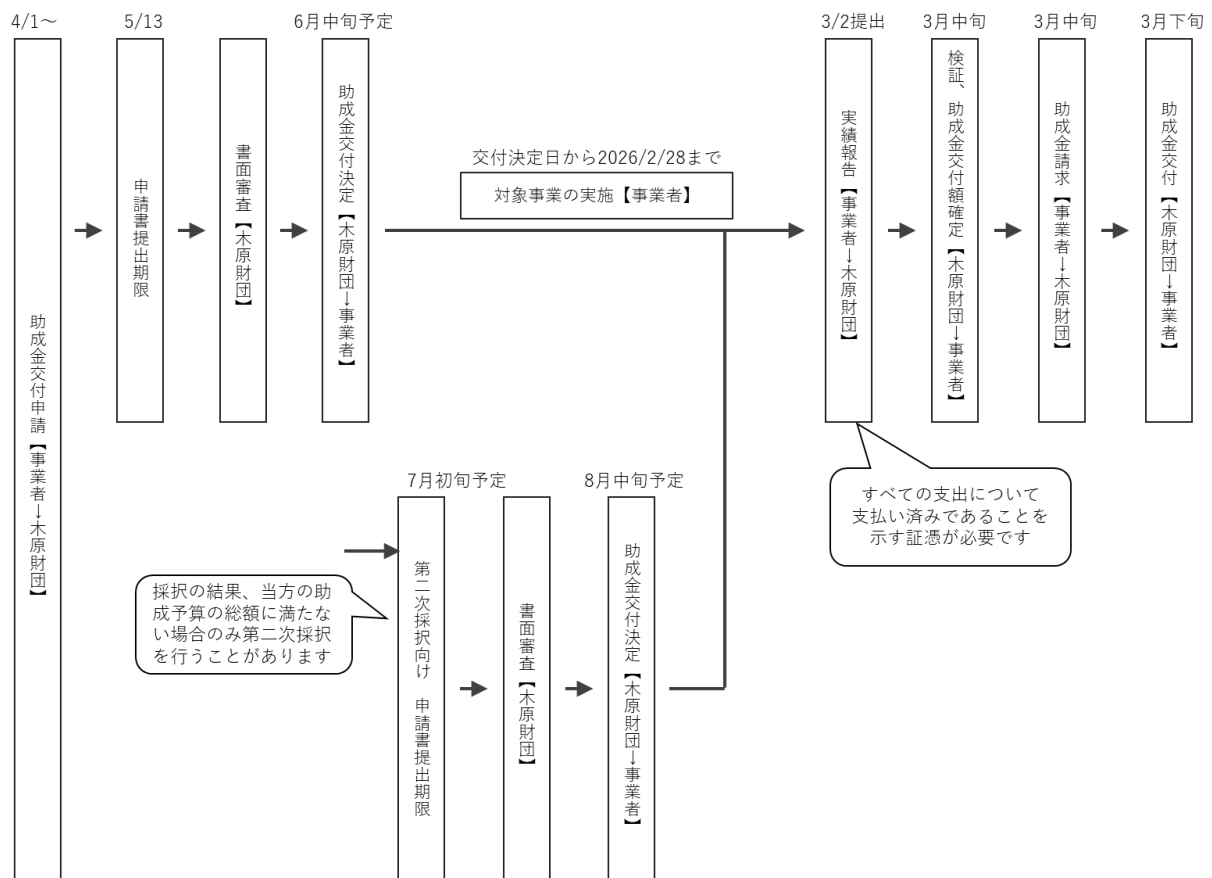
〒230-0045 神奈川県横浜市鶴見区末広町1-6 横浜バイオ産業センター

Tel 045-502-4810 e-mail trial@kihara.or.jp

(4) 検証

実績報告に基づいて、目標の達成度や研究開発の成果、適正な経理処理等について検証します。この検証により申請金額の全額もしくは一部が支払われない場合があることにご留意ください。

10. 手続きフロー



11. 事業実施にあたっての注意事項

(1) 交付の公表

本助成金の交付対象となった事業計画に関して、本事業の周知・PRのため、交付対象者の名称および所在地、内容等についてホームページ等で公表させていただくとともに、横浜市にて記者発表等をさせていただく場合があります。

また、交付対象者は、助成事業の成果を公表する際には、木原財団が助成したことを明示するよう努めるとともに、周知する時期やその事項・周知方法等を事前に報告願います。

(2) 精算払いについて

事業完了を受けて提出された実績報告書の内容を精査し、額の確定を行ったうえで「精算払い」として支払います。本助成金が支払われるまでは補助事業者が経費を立て替える必要があります。

(3) 財産の管理および処分について

当該助成金の交付を受けて取得し、または効用の増加した財産〔「試作品」、「機械装置」、など〕については、原則5年間、交付対象者が適正に管理するものとし、木原財団による同意がなければ、当該助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、

または担保に供してはなりません。

なお、その管理期間中の当該財産の状況について、随時必要な報告を求める場合があります。

(4)事業計画の事業化の状況および財務検査の実施の報告について

助成対象となった事業計画の事業化の状況等について、本助成金の交付を受けた日の属する年度の末日から 5 年の間、報告を求める場合があります。特段の理由がない限りは状況の報告に対応してください。同様に、本助成金の交付を受けた日の属する年度の末日から 3 年の間、財務検査を求める場合があります。

(5)関係書類の整備

本助成金の交付対象となった開発等に係る収支を記載した帳簿を備え、その証拠となる書類を整備し、本助成金の交付を受けた日の属する年度の末日から5年間保存しなければなりません。

(6)国や地方公共団体、独立行政法人等の支援を受ける場合

当該助成金は、同一もしくは一部が重複する事業計画で国や地方公共団体、独立行政法人等（以下「国等」という。）が行う委託や助成事業等と併せて受けることはできません（助成対象部分を切り分けた場合も不可。）。また同一事業計画で本助成金の交付を受けた場合も同様です。

(7)交付決定の取消し

申請者の要件および事業計画の要件を満たさなくなった場合などは横浜市トライアル助成金交付要綱の定めに基づき交付決定を取り消す場合があります。

(8)交付要綱について

本募集要領に記載のない事項は横浜市トライアル助成金交付要綱をご確認ください。

(9)用語の定義

本募集要領における用語は以下のように定義いたします。

①大学等とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 83 条第 1 項に定める大学および同法第 108 条第 2 項に定める短期大学並びに国および独立行政法人が設置する大学校とします。

②研究機関とは、法人格を持った研究機関のうち、当該研究機関の設置を定める法または定款に定める事業等において健康・医療分野およびバイオテクノロジーを用いた GX・脱炭素分野に関する研究を行うことが定められている者とします。

③病院等とは、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 に規定する病院または診療所とします。